

参議院法務委員会會議録第九号

昭和三十七年三月六日(火曜日)

午前十一時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 青田源太郎君
井川 伊平君
龜田 得治君
大谷 登潤君

委員

野上 進君
高田なほ子君
赤松 常子君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

法務大臣官房司 津田 実君
法法制調査部長 平賀 健太君
法務省民事局長 大沢 一郎君
法務省矯正局長 武内 孝之君
法務省保護局長 最高裁判所長官代理者

最高裁判所

事務局長 石田 和外君

最高裁判所事務

局長 桑原 正蔵君

最高裁判所事務

局長 長井 澄君

最高裁判所事務

局長 樋口 勝君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
専門委員

説明員

法務省刑事局 荻野鐘一郎君
青少年課長

本日の會議に付した案件

○派遣委員の報告

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(松野孝一君) たいだいまから法務委員会を開会いたします。先般、当委員会が行ないました委員派遣について、派遣委員から報告を願います。

○龜田得治君 私から、関西の現地調査の結果を御報告いたします。私たちは、大谷理事、青田委員と私とが奥村調査員及び大関参事を伴いまして、二月二十日から五日間にわたり、大阪府、兵庫県において交通事故の処理などに関する問題等、四項目について現地調査を行なつて参りました。

今回の調査は、集中方式をとり、まず二月二十一日午前、大阪高等裁判所に、大阪、神戸の各法曹の参集を求め、交通事故処理などの問題及び暴力問題につき調査、会談し、午後は、近畿管区警察局長、大阪府、兵庫県の各警察本部の参集を得て、交通、暴力、少年犯罪の三項目について調査会談を行ないました。翌二十二日は、現地視

察の日とし、大阪簡易裁判所交通即決部、神戸、灘簡易裁判所交通部、さらに神戸家庭裁判所庁舎、神戸法務合同庁舎の順に現地の実情を視察したのであります。

調査第三日目の二十三日は、法務関係施設の視察のため、姫路市に赴き、神戸地方裁判所姫路支部の新庁舎、同地方檢察庁姫路支部庁舎、さらに姫路少年刑務所本町拘置支所を实地視察し、ここで法務合同庁舎建設促進の事情も知ることができたのであります。

なお、本調査にあたり、最高裁判所事務総局の長井総務第一課長と千葉刑事第二課長とが終始同行され、もろもろの便宜を与えられたことを御報告いたしておきます。

第一、交通事故の処理等に関する事項であります。今日大きな社会問題となつてゐるのは、大都市や主要幹線道路における交通の渋滞、混雑であり、交通法令違反者の著増、交通事故の多発であります。その原因としてまず道路と交通量のアンバランスがまずまず増大しつつあることがあげられるのであります。大阪で見れば、昨年の自動車登録台数は三十八万台で、昭和二十五年の十二倍、三十四年の七倍以上に当たり、しかも毎月一万台ないし七千台ずつたえず増加しつつある状況であります。また、交通事情は、実質的には東京より深刻であつて、五百メートル以上にあつた車両が連なり、停滯し、機械的信号で整理できない状態が三十分以上に継続する状態の発生が月百三十回以上に及び、その規模も広がりつつ

ある実情であるのに対し、自動車の増加に対応すべき道路の整備改善は遅々としており、道路率(道路面積を都市の総面積で割つた率)は九・四%で、著しく低いのであります。

交通事故処理の実情であります。昨年警察の交通法令違反致事件数は、大阪で約十六万五千件、神戸約六万三千件に上り、これを処理する大阪簡易交通即決部は東京と同様、免許証保管形式による待命略式制度を採用しており、神戸、灘簡易交通部は在庁略式手続により、いずれも流れ作業式に処理しておりますが、昨今の事件数の増加に、物的にも人的にもこれに應じ切れないうちに追いつてしまつてゐるのであります。施設、人員に相応した事務適量

は、大阪一日五百件、神戸、灘は法廷もないためもあり、一日五十件であるのに、最近では、大阪は適量の三倍が常態となり、ときには千六百件に上ることがあり、また、神戸、灘は昨年中は適量の七倍をこす事件数でありました。結局、施設狭隘と職員不足で病氣欠動も連続発生している実情であります。が、他方連日の所内の混雑ぶりはすでに墨田簡裁の状態を視察された委員各位として十分御推察願ふことと思ふのであります。

交通事故事件数は、近畿警察管内でも増加し、昨年は十三万四千件を数え、死者二千五百九人、傷者六万八千人となつており、大阪だけで昨年死者が二に一千人をこえるに至つたので、府警察は緊張し、取り締まりの非常態勢をしき、ようやく効果を上げてゐる様子であります。

ひき逃げ事故は、大阪より兵庫が多く、昨年は千二百三十六件、通行地帯であること、検挙率の高いことなどが原因と思はれます。

次に、家庭裁判所による少年の交通法令違反事件の保護事件に対する比率は、大阪で八・二%、神戸七八%となつており、いずれも交通保護事件が一般少年保護事件に比べ著しく増加してゐます。

そこで現地の関係諸機関、職員のこぞの強い要望として、交通事故処理のための施設拡充と人員の増加が第一にあげられたのであります。たとえば神戸、灘簡易交通部の出頭被疑者待合室(八・九坪)の収容可能人数は四十名であるのに、昨年は一日平均二百八十名が立つて待たされてゐる実情であるからであります。次に、手続の合理化、円滑化をはかるための意見として、檢察庁は送致書、起訴状の簡略化、略式命令請求告知手続の廃止、少年法適用除外など、検務手続の合理化、能率化、さらに大都市の交通檢察部特設を望み、警察からは手続の合理化、即決裁判の実施区域の拡大、そしていわゆるチケット制採用が要望されたのであります。

第三に、最近の阪神地区の事件増加から交通即決裁判所庁舎の新設が特に強く関係方面から要望されたことでもあります。ひき逃げ事件に対する罰則については、刑法二百十一条の法定刑引き上げ論が多く、これは実際上不可抗力によ

る場合以外、道交法七十二条は適用を見ず、交通事故発生の際、過失のあるときは刑法の軽い禁固となり、不可抗力のときは重い懲役となり、法の盲点とされているからであります。

終わりに、大阪、神戸両弁護士会から、近時多発する交通事故に伴う紛争につけ込んで仲裁、和解、保険金の請求など法律事務を取り扱ったり、被害者のため補償金をとったりする、いわゆる事故屋の登壇に注目し、これを一掃し、損害賠償請求等民事事件の適正処理、市民の権利救済のため交通事故委員会を設置するなど積極的に交通事故事件としての民事手続制度の確立の必要があるとして注目に値いたします。これは本年二月兵庫県の交通安全県民運動の一環として交通安全委員会が設置されたことなどから特に機運が高まったものであります。また、昨年から京都に出現した「婦人交通指導員」や大阪の「死者ゼロの日」には、地方公共団体を推進母体とする地域的交通安全運動が活発化していることがうかがわれるのであります。

次に、都市の交通事情は今後ますます悪化すると思われ、であります。が、抜本的な交通問題の対策は、道路、運輸行政上の施策、そして交通取り締まり、交通規則、交通安全運動など交通安全警察行政上のものもろの施策の上に総合的、効果的に推進されなければならぬことはもちろんであります。が、交通違反事件の処理手続の適正の合理化点からまず感ずることは、これら都市交通に関する予防的行政諸施策の推進が考えられるとしても、将来の交通事故の増加、三年後の東京オリピック大会ではますます交通事情の

悪化に拍車をかけるであらうことが予想される今日、現在の交通裁判手続でよく対応できるかどうか、国の機関の施策としても取り残されるのではなからうかということであり、国家的にも事件増加に伴い、無制限に予算措置の出来ないことは明らかであること、手続の合理化、円滑化の点にさらに注目すべきであるし、さらに警察側ではチケット制の採用について意見が述べられておるのであります。チケット制については、公訴権の侵犯、罰金徴収の困難など、法律批判もあり、

が、いずれにせよ、現在の交通事情から違反者に罪意識はほとんど認められず、将来も望み得べくもありません。もちろん反復違反者、無謀運転などの重大事犯は別であります。交通事故の処理について再検討の段階にきていいるのではないかと思われたのであります。

次に、現行体制のもとで進めるにしても、手続の簡素化、合理化が急務であります。にもかかわらず、他方普通略式命令送達事務が郵券不足のため大量遅滞し、四カ月の失効期間にも迫られているという裁判事務の実情にあぜんとしたのであります。さらに現実の問題として、交通裁判所の施設の拡充、職員の増加が先決であることには変わりなく、現状はまさに人権問題とさえ感じられるのであります。ひいては司法の権威にもかかわる問題と思われ、

次に、暴力事犯に関する点について報告いたします。大阪府下の暴力団推定数は、本年初め大阪府警調べで、四百六十九団体、一万一千名、準構成員

約七千名を加え、計一万八千名と見られ、兵庫県では昨年末二百七十四団体、九千九百名、昭和三十四年に比べ五割増であります。

一般的傾向として、犯罪手口の知能化、潜在化、犯罪現象の多様化が見られ、暴力団の動向としては、組織の拡大、先鋭下部組織の編成、偽装右翼団体の結成が目立っています。暴力事犯の実態については、集団抗争事犯の多発現象と、麻薬、売春、白タクなど、非合法分野に組織の収入源を求める団員による犯罪の多発現象が注目されます。

かかる組織的、常習的暴力事犯に対処するためには、人員、装備など、捜査態勢の強化充実が急務であります。特に検察庁、警察から暴力団構成員の権利保障の制限など法改正と、一般市民、被害者、参考人の協力を得る方策が必要であると主張されました。

次に、青少年犯罪に関する事項について報告いたします。戦後増加した少年非行は、逐年増加し、近畿管区警察管内では、昨年は戦前戦後を通じて最高数を示し、少年刑法犯と触法少年で約四万人、特別法犯が十三万三千人、このうち九五％は道交法令違反であります。それに虞犯少年十一万七千人を合わせ、計二十九万人となっております。

犯罪の傾向として、強姦、普通強姦、恐喝など凶悪、粗暴事犯が成人のそれを凌駕しているのが注目され、少年非行では、顕著な傾向として中学生の非行問題、朝鮮人少年を主とする外国人少年の暴力事犯の増加が神戸であげられています。

次に、少年非行を暗示する京都府下

某高校の具体例をあげます。同校二、三年生が不良交遊するうち、グループを作り、団体行動で校外外の生活をおもしろおかしく送ろうと相談し、昨年六月二十日、十四名で「がらくた党」を結成し、放課後党員宅で花札賭博を開帳するほか、十数回にわたり万引、野荒し、下級生に対する暴行などを行なっていたもので、参考までに「青春がらくた党憲法」を抜粋朗読いたします。

第一条、我等のクラブを「青春がらくた党」と呼ぶ。第二条、党員は本校の同級生とし、男女を不問。三条、党員は行動を共にする。四条、日本国家、社会の大人の空気を清くするため正義の鉄拳を振う。五条、武装心を持つこと。六条、学校への通学は遊ぶためである。七条、他への邪魔になるように心掛けること。八条、遅刻、内職、エスケープ、リンチを心掛けること。十

一条、禁酒禁煙を絶対に守らないこと。十七条、一日一悪をなすこと。十九条、花札遊びをすること。二十条、産児制限を守ること。二十一条、午後十二時以後に寝ること。夜明かしに努めること。二十三条、学校のテストは白紙か、五〇点以下の点をとるようにすること。二十四条、必ず女をつくること。党員の女には手を出してはいけない。ただし、党員以外の女ならよい。

以上であります。第四、法務関係施設の視察。神戸地方検察庁姫路支部の視察の際、姫路法務合同庁舎の新築計画に関する陳情を受けたのであります。御承知のとおり、最近の姫路市は、工業地として躍進途上にある新進都市であります。昨年初めころから

同市に散在する神戸地検姫路支部、同区検、本町拘置支所、神戸地方法務局姫路支部を合同庁舎として新築する機運が都市計画を進める姫路市と法務関係者との間に台頭し、その計画としては、これら法務関係施設の現在の土地、建物と、現在神戸地検姫路支部新庁舎の北に接統する市所有の土地及び同地上に市が建築する法務合同庁舎の一部とを交換し、評価総額二億一千六百万円のうち、なお不足の庁舎建設財源一億三千八百万円は国家予算をもつて新築完成せんとするもので、結局、大蔵省で予算を組み、差額を確保しない限り実現しない現状であります。本件は、法務省を含め関係者の間で話し合いがいつている問題であるので、法務省もさらに積極的に対応が実現に努力されるよう望むとともに、われわれとしても全面的に協力を惜しまないものであります。

姫路少年刑務所では、給食の状況が悪く、現行蔬菜代指定額二十二円七十七銭を最近の物価高騰にある程度相応した基準に引き上げられたとし、最低限度一日一人当たり指定額を二十五円程度に増額することを強く要望されたのであります。これは今後全般的に検討を加えるべき問題点であらうかと感じます。

以上、詳細は調査室の資料等に譲ることとし、調査の報告を終わります。○委員長(松野孝一) ただいまの報告に關し、御質疑のおありの方は、順次御発言下さい。

なお、ただいま出席中の当局側は、法務省の羽山刑事局刑事課長、同じく荻野刑事局青年課長、それから最高裁の石田事務総長、同じく桑原総務局

長、同じく長井総務局第一課長であり
ます。

○龜田得治君 視察に参りましたはかの委員の方の御質疑があらうと思ひますが、私も実際に現場に触れてみまして強く感じた二、三の点について、この際当局に確かめてみたいと思ひます。大阪関係、神戸関係、両方あるわけですが、まず大阪の交通関係の問題としては、たゞいま大阪の交通裁判所の実情の報告をいたしたわけですが、施設と人員というものが非常に窮乏である、これはこの前の当委員会における質疑の際にも、御当局も最近はそのような状態が現れておるといふことはお認めになつておられるわけですが、これに対する対策をどういふふうにするのか。前回は大阪の状態、あるいは神戸の状態、昨年の終わりのころから特にひどくなつた、予算を準備する段階等では混雑しておるとはお認めでしようが、それほどには思つていなかったのだといふふうなお話もあつたわけですが、しかし、現にもう非常に混雑した状態というものが現れておられるわけだ。その辺に対する最高裁としての考え方をもう少しお聞きしておきたいと思ひます。

○委員長(松野孝一君) ただいま最高裁の樋口刑事局長も出席しております。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) たいへん御多用の間を御視察をいただきましてありがとうございますが、この前も申し上げましたように、また、御視察いただきましたように、大阪の簡易裁判所の交通事件処理のための施設並びに人員、ことに施設につきましては、ごらんになつたとおり、きわめて

狭隘を告げておる、人員の点につきましては、裁判官が三名、現在の職員が昨年末増員いたしました分を含めまして二十六名、そのほかに本年になりましてから臨時要員として八人ばかり増強いたしましたような次第でありまして、実を申し上げますと、昨年度の予算編成の時期にあたりまして、われわれ当局も今から考えますと、もつとその点に思ひを深くいたすべきだと思ひます。が、実はこれも御視察をいただきまして、たのでおわかりだと思ひますが、大阪の交通事件は昨年度から急にふえに参りました。これは漏れ承るところによりまして、警察のほうで非常に力を入られるようになって非常に事件が急激にふえたといふわけでございます。そして、それが裁判所、検察庁側との連絡が完全でなかつたせい、あるいはまた、一時的な現象と裁判所側では見ましたのか、さういふ点からしてズレができて、今日のようなことになつたような実情でございます。事件がなおこの上ふえてくる、それからまた、いろいろ政府部内等で交通対策の問題が今年初めから大きな問題として取り上げられておりますので、その結果どういふ態勢になつていくかといふことを念頭には浮かぶわけでござい

ただいま簡易裁判所におります地裁関係のものがそちらへ移つていくということが考えられますし、さらに情勢によりましては、大阪の拘置所が移転することになつておりました、あの辺のいろいろな弁護士会、主として検察庁、法務省等々との関係で拘置所跡はあるいは裁判所が使えることになるようでもございまして、さういふ土地等も念頭に置きまして、来年度予算におきましては、今のようないふ情勢が続くようなら、増築の予算の請求もしなければならぬといふふうにご考慮願ひたいと思ひます。以上でございます。

○龜田得治君 いろいろ積極的なお答えがございましたが、ちよつと確かめておきたいのですが、まず、大阪のほうの交通裁判所の点ですが、二階に現在大阪地裁のほうで一部を使つておられるところがある。これを四月からは完全に取のけて、交通裁判所の一部として使える、これはもうはつきりしてゐるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) 大体四月だつたと思ひますが、大阪地裁のほうも、事務棟が完成いたすやうに聞いておりますが、さうなりますれば、地裁の同居分はあけて、交通裁判のほうに振り向けることができると思ひます。

○龜田得治君 それからも一つは、現在大阪交通裁判所で臨時雇八名を使つておられることが私どもも現地調査でわかつたわけですが、ところが、現地で聞きますと、これは臨時雇でありまして、今年の三月までしか予算はついておられない、四月以降はどうなるかわからぬわけですが、予算的にしか

し、これはまさかこういうものを削られるといふことはなかつたと思ひますが、その点はどういふふうにお考えでしようか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) 大阪の実態は、非常に急を告げましたので、さしあたり八名増強いたしましたけれども、これをただいまのところは、直ちに八名が三月一ぱいで、四月になると打ち切りといふことにはきまつておりませんので、ただ、余裕をみましてならば、事件のふえ方等も考え、それから、墨田その他の交通裁判所等々との負担量等も研究いたしまして、その結果あるいは多少減ることになるかもしれないといふふうにご考慮願ひたいと思ひます。

○龜田得治君 ほかとの関係などを検討して、減る場合もあるかもしれぬといふたやうなことをおっしゃるわけですが、この最高裁のほうでは全体のバランスといふことに重きを置いてお考えになるかもしれない。しかし、その検討される対象といふものは、これは全部オーバーになつてしまつておられるわけなんです。だから、さういふものの抜いは、ほかと比較してといつたやうなことからはやつぱり判断すべきではないのでして、実態そのものはともかく、もう手不足で困り切つてゐるわけですからね。そんなところに、ほかとの比較なんといふやうなことは私は出でこないと思ひます。だから実際は、こういう臨時でなしに、きちんと正規の方をせよといふ要望です。私たちがちよつと拝見しましたが、当然さうだと思ふ、さうすべきだと思ふので、決して臨時雇の人を、一生懸命

やつて下さつてゐるのをどういふやうにわけやありませんが、やつぱり裁判所に關係してゐるわけですから、一見私たちが見ても、やつぱり臨時であるかないかといふことで多少感じが違ふ。だから、さういふことは外部の人だつてやはり感ずることではしやうし、これは私たち三人ともさうさうわかつたくらいです、實際説明を受けたとき。だから、さういふわけですから、そんなあなた、この臨時の八名を減すといふやうなことは、これはもつてのほかです。これは減さぬといふことを、こゝではつきり約束できますか。長井さんのほうでは現場を見ておるから、きちんとさういふ実情をもつとはつきり伝えてもらはぬと……。それからもう一つ、この問題については、臨時をもちつたのは十名のやうですが、實際は。ところが、十名で、一名四百円ですか、四百円ではとても適当な人が来ない。さういふことで、實際は五百円以上やつぱりかかるのです。それで仕方なく八名ということにしているのです。そこら辺のことだつて、非常に窮屈な中でやりくりして確保しておるやうでして……。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) 現実の点から申しますと、お尋ねの、また御要望の趣旨は、もうそのとおりだと思ひます。が、何しろ予算を伴う問題でありますし、それからまた、大阪の裁判所のほうの、これはもう地裁も含めてもいいと思ひますが、交通事件のみならず、民事、刑事等の裁判に要しておる人の数等をも考慮に入れて、つまり大阪でさういふ民事、刑事の交通以外の分の人を考慮に入れた程度やつてもらへば、さう不足

もしないのではないかという意見も出ておるようなわけでございまして、さような点をやはり多少勘考いたしましてからでないかと、八名そのまゝ残しておくとこの確率は、この席ではお約束はできないことになると思います。

○龜田得治君 まあ意味がよくのり込めないですね。大阪地裁全体としての人員などを考慮しておつしやるわけですが、その意味がよくわかりませんが、ともかく交通裁判所で人手不足でも毎日困り抜いているわけですからね。そこはそこで確保するのだ、ほかにも何かそういうところがあればそこはそこで確保するのだと、そうしてやりませんことには、あれもこれも全部一緒にして、そういう悪平等のようなことを考えられたのでは、それはとても悪くなりますよ。やはりきちつと、そういう現象が出ておれば、この点は絶対誤れません、そうしておいてほかについてからばどうするか。そういうかなければ、全体が苦しいから、今おつしやったような考え方で処理するということでははなはだこれは不安です。われわれから見ても、それと欠勤が多いのです。この交通裁判所関係の職員は、これは非常な過労なんです。だから何というのか、少しの予算を惜しむことによって非常な非効率になるわけですね。欠勤が多いからまた臨時を応援させなければならぬ。そういうわけで、その一定限度をこえまうといろいろなやつぱり欠陥が出てくるわけですね、しかし、あれだけの混雑しているのに対して、これはどうしても確保する、そういうようなことが事務総長から委員会の席上ではつきり言えぬようでははなはだ心もとない。

言うておつてもなかなか確保できぬのが現状なんです。予算の折衝になると、ところが、事務総長の考えは初めからえらいたよりないのです。○最高裁判所長官代理人(石田和外君) まあお約束した以上は必ずしなければならぬという前提に立つて申し上げているわけでありまして、まあ確約は、お約束はできませんけれども、極力善処に努めようと思つております。

○龜田得治君 とにかくたゞいま交通裁判所に関連して、大阪の拘置所の問題の建設などについても若干お話をあつたからついでにこれは聞いておきますが、大阪の都島拘置所の完成ですが、これはどういう程度に考えておるのか。都島拘置所の完成、あれを早く完成して、現在の大坂地裁の裏にある拘置所を早く移す、こういうことになりませんと、大阪の地裁なり高裁としての建物を拡張するという問題も軌道に乗らぬわけですね、その点をひとつ。まあ私たち当初はいろいろ関心をもち、促進のために若干努力もしたわけですが、現状どうなつていて、そしていつまでにそれらの問題を処理するつもりなのか、そこら辺ひとつはつきりしておいていただきたい。

それからもう一つ、前からの懸案である、大阪の裁判所に検察庁が同居しているわけですね、ああいう大都會の検察庁としてははなはだこれはぶざまな格好です。ほかはみんなほとんど独立しておるのに、ああいう大阪のど真ん中であんなに裁判所に検察庁が入っている。方針としてはこれは分離することになつてゐる。土地問題などもほとんど片づいておるよう聞いておるわけですが、この分離もいつか

ら手がつかぬのか、明年あたりは当然僕は調査費などをきつと予算の中に計上されるものだというふうにも思つていたわけですが、どうもそこまでいっていないようですが、そこら辺の整理をきちんとすることが非常な急務だと思ひます。

それからもう一つは、検察庁を裁判所から独立させる。その場合に、合同庁舎にしろという意見があるようです。しかし、まあ大阪のような大きな検察庁ですから、やはり庁舎を作ればどうしても検察庁的な空気で全体がこられおわれまう、検事の数も多いし、何といったつて。だから、小さいところの合同庁舎とは多少考え方のうものを変えてからならなければならぬのじゃないか。たとえば、東京あたりでそういうことが実行できるか。私はできないと思う。たとえ場所があつてもはなはだそれは不適当だと思ふ。だから、そういう意味で大阪でも一部そういうまあ東京で出ておる意見などを心配しまして、検察庁と法務局——今府庁の裏にある法務局などはこれはやはり別々にしておくべきじゃないかと思ふ。新築される場合にそれを持つていつて合同庁舎を作るといふことは、大きな検察庁の場合には少なくともこれは不適当じゃないか、そういう意見が非常に出てゐるわけですね。これはまあ最初の方針が間違ひますとあとあとまでごたごたしますから、非常に大事な問題だと思つてゐるのですが、そこら辺の問題も含めてひとつお答えを願ひたい。それから法務省のほうにも、若干関係がありますから。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) お尋ねの点はおおむね法務省の御所管

のようでありますから、法務省側から御返事申し上げます。

○政府委員(津田実君) ただいま亀田委員の御質問につきまして、ただいま係の者が参つておりませんが、たゞちよつとお答えしかねまするが、御趣旨を伝えまして、適當な機会にお答えするよういたします。

○龜田得治君 それじゃその点はあらためてきちんとした答弁をひとつお願いしますことにしまして、それからもう一つは、神戸の交通裁判所——先ほど報告したように私たち見てきたもので、まあこゝも結局は同じことなんです。混雑の状態が多少大阪より少ないという感じは、これは受けております。しかし、まあ全体の交通裁判所の入れ物が小さいわけですから同じことなんです、実質的な混雑の状況というものは、しかも、神戸の場合には、現在の神戸地方裁判所の庁舎の中の一部を使つてゐるわけですね。だから地方裁判所の前に若干の空地があるわけですが、そこら辺に車が全部並ぶわけなんです。そうすると、あそこは神戸地裁の建物であるにかかわらず、一部を交通裁判所としておるために、ちよつと外から入つてくると全体が何か交通裁判所のような感じ——まあどれだけ混雑でも裁判は裁判としてきちつとやるとおつしやればそれでもいいわけですが、まあこれは程度問題でして、そういう点からも非常にあのままの状態が続いていくということは不適当じゃないかという感じを強く持ったのです、内部におけるそういう混雑という問題のほかに、だからこれはどうしても場所を早く移さなければならぬというような感じを強く持ちました。た

またまそういう話をしておるときに、家庭裁判所が新たにできまして、その裏に非常に広い土地があつておるといふことを聞きまして、私たち、まあ参考までということで見に行つたわけですが、そこで非常に広いわけですね、自動車などがたくさん入つてきてそんなに混雑しないし、かたがた交通事件には少年が非常に多いわけですね。家庭裁判所との関係なども多少あるわけですね、そういう点でむしろ積極的にそちらのほうに早く移すような方針で、最高裁なり、まあ法務省も関係が出てくるわけでしょうが、考えるべきじゃないかということを強く感じました。だが敷地はある、神戸の場合、ほかに目的を考えてゐるものはないようです。現地ではそういうふうには聞きませんが、現地ではないもので、最高裁にあるわけはないと思ふので、これはどういふわけなんだろうかね。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) 神戸の交通事件処理上の状況も御指摘のとおりでありまして、あのまま現在の場所でも維持していくことは感心しないというところは、私も感じております。結局新しい敷地を求めて、何とか善処しなければならぬと考えております。御指摘の家庭裁判所の裏の敷地は、何か、こんなことを申し上げていいかどうかわかりませんが、アパートが二棟ばかりあつて、それを立ちのけということがなかなか困難だろうという問題と、もう一つは、自動車等の騒音で家庭裁判所の静かな雰囲気をおさすのもいかにがたという、そういう意見等もございまして、まあ御指摘の点は

十分参考にしたいと思ひますけれども、できれば、すぐ敷地があるわけじゃありませんが、新しい敷地を求めて善処すべき状況であるというふうに考えております。

○亀田得治君　まあアパートの立ちのきは、それはまあ時間的な問題だと思ふのです。これは、これはどうしてもしなければいかぬことですし、やり方なり時期の問題で、固有地をいつまでもそういうふうなことでいけるわけはない。まあ家庭裁判所の雰囲気と言ひますけれども、それはあまり、みんな土地がなくて困っているときに、せいたくなくを一つの個所だけがやはり私は主張すべきじゃないと思ふのです。それじゃ家庭裁判所の雰囲気などというこのために、あの広い土地をあのまま置いておいて、一体世間がはたして納得するかどうか。ちよつと私は筋が通らぬと思ふのです。だからそれは家庭裁判所が家庭裁判所としてああいうりつぱなやつができておるわけですから、そこはひとつあまり感情を書けないようにしながらやる工夫というものはあると思うのです。それじゃ家庭裁判所にも寄りつけぬようなものを、何で神戸地裁の本庁舎にそんなものをくつつけておくか。そのほうがむしろ問題です。だからそこはよく前向きで研究してほしいと思ふのです。それから大阪のほうは幸い敷地はあるわけですね、大阪の交通裁判所は。だから結局施設をもう少し拡充すれば現在の場所でも相当ふえても処理できると思ふのです。これは施設の問題です。その施設拡充の一つの基準を私は聞くのですがね。私はたゞさんの人が何百人とがあと一時に交通裁判

所に押しかけてくるわけですが、あの人たちが待っているときに、ともかく腰かけられる、こういう状態にするかと私は基準じゃないかと思ふのです。まあこんなきちんとしたいすにかねなくとも、やはりベンチにきちんと腰かけられる、そうでなければ……、もろこれは根本だと思ふのです。いろいろ整理の仕方あります。しかし、ともかくそれができてその上で呼び出しの仕方なり、またいろいろ工夫があるでしょうが、ともかく立つたままきちんとしてゐるのかという中では、これは一体何う基準を私たちが現場を見てそういうふう予算化するにはたいへんな努力がいるでしようが、しかし、まず基準ですか、きちつとしたものはやはりこつちが基礎として打ち立てるといふことではないと強い予算折衝等もできないと思ふのです。そういう点どういふふうにお考えでしよう。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)　最初墨田に交通裁判所ができたわけでありますが、その当時はどういふふうなことになるのか実はみなよくわからなかつたと申し上げても過言ではないと思ひます。交通裁判所と俗に呼ばれておりますから裁判所だけの問題でありますけれども、墨田の例で申し上げますと、一番下のところには警察の係官が相当おります。その二階に警察の係官の方がおられ、その上が裁判所というふうになつております。それで出頭するように言われて行った人は、初め警察の係の調べを受け、検察庁に回り、次いで裁判所に来るわけでありますが、大体二時間前後待たされるのだ

というふうなことを耳にしておりますが、その待たされます時間がどこで待っているのか私どもにもよくわからないのであります。さういふ関係で警察、検察庁、裁判所、今のような体制が続きます限りは、各官庁でもそれは十分に協議いたしまして、一つのアイデアを出して、それで解決をつけるべきものではないかと私はそういうふう

に考えます。

○亀田得治君　ぜひそれはひとつ研究してほしいと思ふのです。あそこへ出頭した人が警察、検察庁、裁判所とずっと順に行くわけですから、ベンチを置くにしても置き方というものは相当工夫を要すると思ふのです。その置き方がどういふことが一番いいかによつて、そういう広い部屋を作るにしても、どういふふうな作つたらいいのかという点がまた変わつてくようと思ふのです。ともかく、ああいうものは立つたまま右往左往しているような状態だけはひとつ解消するように、やはり最高裁が中心になつて検討を進めてほしいと思ふのです。

もう一つは、これは主として弁護士の方から出された問題ですが、民事事件の処理ですね。交通事件に関する損害賠償請求事件、こういう問題は特に早くやるようにしてほしい。新聞で拝見しますと、東京の地裁の刑事のほうでは、ひき逃げなどの刑事事件は早くやるような何か特別の部を設けるといふふうなことが新聞に出ておりましたが、これは私は非常にいいと思ふのです。交通事件に対してこれだけ関心が集まっているときですから、しかし、同じようなことを民事関係においてもやる。これは私、今度の調査の

ときにそういう点の指摘を受けまして、ともかく、交通違反といったら罰金を取る、そういう刑事的な処分のみで済んで、これではいけません。それに對して、これではいけないのだ、やはりそれよりもひき逃げで死んだとか、そういうような場合における民事上の裁判、損害賠償、これのほうは何といつても金額が大きいのですからね。だから、そのほうが加害者にとつては痛手が大きいわけなんです。それが裁判所に持ち出して、なかなか手取り早くいかない、だから、そこで事件屋というふうなものをはびこつてくる。

また、加害者のほうでも、したがつて、何か事件が起きたらそこへまかしておけばいい。やはり、こういうことを、交通事件に対する罰としての全体を取り組み方の中においては、裁判所としては十分考えなければならぬのだ。したがつて、そういうことを聞きまして、しからば大阪では昨年度はどれくらいという民事上の提訴があつたのかと聞きまして、三十六年中で九十九件と言つておりました。で、東京などはもっと多いのだと思ひます。

しかし、本来から言うならば、私はもつともつとこれは出るべきものだし、刑事事件でこれだけ莫大な件数があるつておいて、罰金を取つておいて、肝心の被害を受けた、あるいは自分の親をなくしたとか、子供をなくしたその人に対する被害の救済というものは国家としてできていない。そういうけしからぬことを理由にして国が大いに罰金を取つて収入をふやしておる、悪口を言つたらそうなる。そうしておいて、ほんとうに被害を受けて泣いておる人、それに対する救済は進まないの

です、遅々として。仕方がないから事件屋に行く。で、刑事事件の処理の問題と同時に、ぜひこれは私は、最高裁でひとつ裁判官会議なども開いてもらつて、現在の世間の要望に応じて得るような態度というものを作つてほしいと思ふのです。できばさういふ点についての判決はやつていく、これはどうです。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)　御指摘の事情は、私どももいたしまして、もことごとく同感でございます。刑事のみならず、民事の損害賠償請求の事件も、もつと迅速にいかしたいと思ひます。東京地方裁判所におきましては、幸い今年度から民事におきましても交通事件処理のための特別部ができて、まして、やることになりましたので、その実績等も見まして、御要望のような趣旨に沿つた善処をしたいと思つております。

○亀田得治君　私は刑事だけかと思ひましたが、民事にもそういう特設部が東京にできたといふことなら、ぜひ全国的にこれはやはり国の交通事件対策の一環として早くやるように指示をしてほしいと思ふのです。裁判の内容に關係するわけじゃない、事件を早くやれといふのですから、これくらい指導は、私は、最高裁としてできると思ふのです。

それから、東京では、ちよつと参考までに聞くわけですが、昨年はどのくらい出ているわけですか、交通事件に關連した損害賠償請求事件は。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)　ただいま手元に数字がございませんので、調査してお答えいたします。

○亀田得治君　これは数字だけの問題

ですすから、あとから御報告をいただきたいと思ひます。

それからもう一点、だいぶ時間が長くなりまして、まことに聞き捨てならぬ問題がありまして、それは姫路の裁判所のことで、郵券が不足して略式命令がたまっているわけですね。

こういうことは一体どうなんでしょうか。いつかも埼玉でしたかね、略式命令が失効するといったような問題などを大量に起こしたところがありました。が、うっかりやっていて、そういうことにもなりかねないわけですね。こういうふうな費用というものは、もちろん、あらかじめ最高裁で予算を配分するわけですが、しかし、足らなくれば、これこそ、これは裁判の執行のための費用ですから、こんなものがなせ右から左に最高裁から渡せるようにできないのかどうか。そんなことで下級の裁判所が困るというふうな事態がどうして起こるのか、この点を少しはつきりしておきたい。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) ただいまの姫路の件は、実は私は初めて知るわけですが、一般にはさようなことはほとんどないのでありますけれども、たまにそういうことがありますのは、私は経理のことはあまり存じませんが、予算はもちろんです。それを配付いたしますのに、一年分とおぼしきものを全部配付するのでなくて、四回ぐらいに分けて配付するわけでありまして、さような場合にも見込み違いとか、あるいは処理の食い違いとか、あるいは意外にその裁判所でたくさんそういう費用が一時に必要だったとか、そういうふうな特殊な事情のために、ごくまれに

御指摘のようなことが起こるのだと思ひます。しかし、なるべくそういうことがないように心がけておるわけでありまして、今後とも注意していきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(長井澄君)

事務的なことでございますから、私から補足的にお答え申し上げます。姫路で御指摘を受けましたような点は、総長の耳に達しておりまして、まことに申しわけないと思っております。深くおわびを申し上げます。略式の送達費用は、昨年度の予算が配付されました後、郵便料が高くなりましたこと、それから略式事件が道路交通事犯の激増に伴ひまして、予測できない増加ぶりを見せましたために、予算面の手当が追いつかなかったという事情がございます。姫路においてあのような事態が生じたことは、まことに遺憾に存じております。戻りまして、さきさく経理当局に伝えましたところ、即日、姫路には送金をしております。そういう事態は姫路については解消しておるものと信じております。なお、いろいろ会計上の制約等がございますので、裁判費をあらかじめ十分に送れないということが現在ございますが、これは今後大蔵省との予算折衝の結果によりまして、円滑にいくように経理当局は努力しているように聞いておりますので、こういう面についての配慮が、今後ないように努力できるものと考えております。

○亀田得治君 年四回に分けて予算を配付されるわけですから、見込み違いとか、そういうことは私は当然あり得ると思ひます。ただ、裁判の、そういうぜひ必要な費用の問題ですから、

おそれなく下級裁判所のほうでそういう事態になれば、実は困っておるのだということは必ず上のほうへ言うてきておるに違ひないと思ひます。だから、その費用は、ともかく早く送っておく、調整はあとから考えるというくらいにしませんと、ほかの費用と違ひますから、そういう点についての、何といひますか、手ざわのいい処理に欠けておるのじゃないか。私たちが実際にそういうものを調査して、それはひどいといったようなことを言い出しますと、すぐ行くといったようなこと

じゃなしに、それは、あなた、裁判所の職員の人だつて、そんなことはわれわれに言いたくありませんよ、内輪のことまで一々、それは言わざるを得ぬのだと思ひます。だから、そんなことのないように、そういうものは優先的に、実際に不足してきたら、さつとやつて、そんなものにごまかしがきくわけはないのですからね。ちゃんと計算の上ですべて出るわけですから、だから、そういうふうな今後ともやつてほしいと思ひます。一応調査に關連してのことば打ち切ります。

○青田源太郎君 ちよつと一点だけ。

私は今、亀田委員の指摘されたことをわれわれ痛切に感じたことであつて、そのとおりであります。ただ、単に、同行しまして姫路においてちよつと視察したことについて触れたいと思ひます。大体姫路の法務関係の総合庁舎の問題についての従来の経過と申しますか、大蔵省その他に交渉の経過をちよつとこの際、御報告いただきたいと思ひます。――法務省の経理関係出でられないということですが、

が、そこで、この問題について私、実地を見たのでありますが、現在の檢察庁が非常に老朽しておる。それで、そこでは、ほんとうに仕事に十分に行なえないというふうなことも痛切に感じたのであります。この檢察庁の庁舎の新築ということについて、当局はどういう考えを持っておるか。

さらに第二点として、現在の法務局、いわゆる登記事務をやつておるところが、姫路のもの、裁判所の焼け跡にちよつと臨時にやつておるのです。が、これも地域から考えて非常に便利が悪いし、また、庁舎も非常に貧弱なんです。こういう点から、姫路市が総合庁舎というのを考えておるのも、私はそういうことがうかがえるわけでありますので、この問題について、どういふ法務局は考えておるか。

そして、なお、本町の拘留所でありまして、これは実際に見て見たのでありますが、拘留所はもと陸軍の懲治監獄ということでありましたが、陸軍のもの、懲治というのですか、そういうところを、戦災都市でありますので、間に合はしてあるのであります。が、これが今、現在、市の中心になつておる、民家に囲まれておるというところ、ちよつと拘留所の視察にわれわれが入つておつたおりに問題が起つたのであります。外都から市民が物を庁舎の中に投げ込んだ、これを看守が見つけて、それと被疑者で非常な争ひがあつたというのを、現に私も視察中にそういうふうな報告があつたのであります。こういうふうな拘留所が市のそういうふうな住宅と接近しておるというふうなことは、条件も悪いし、また、取り締まりも困難

であると思ひます。この拘留所あるいは法務関係、檢察庁、こういうものを市が合せてこの際総合庁舎にしようというところで、市長を初め市当局が非常に熱意を持っておるわけでありまして、こういうことはひとつ法務関係がもしも総合庁舎をやるといふことに誠意を持っておられるというのなら、この機会が非常に僕はいいチャンスでなからうかと思ひます。大蔵省関係に對しましてひとつ熱意を持ってこういう交渉をしていただきたい、また、交渉をされておるか、こういうことについて伺ひ申し上げたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) ただいまの御質問の点につきましては、担当の者が参つておりませんので、御質問の御趣旨は伝えまして、しかるべき機会にお答えするようにいたしたいと思ひます。

○井川伊平君 法務省の青少年課長萩野さんにごく簡単に一、二の問題、ただいま調査視察をされました結果の報告がありました。そのうちにある学校の一つの不良学生の実例があげられました。が、こうした学校の在学生の不良の団体ですね、こういうものも法務省関係において調査をしておるものかどうか、こういうことを伺ひいたします。

○説明員(荻野鑑一郎君) お答えいたします。できる限り、地元の檢察庁並びに警察署から報告を受けるようにいたしております。私どもの方でそれを整理いたしております。それから、昨年の九月から少年調査票という制度を全国の檢察庁に実施いたしました。犯罪を犯しまして検

察庁の方に参ります少年につきましては、一々いろいろな事項の調査をいたしまして、ことに御指摘のようなグループに入っておる者等につきましては詳細なデータをとるようにならしてあります。

○井川伊平君 現在中学校及び高等学校で日本全国を通じて在学中のこのくらしい不良団体というものは、数はどのくらいありますか。

○説明員(荻野鑑一郎君) その関係の資料を私持っておりますので、今こゝでちよつとお答えいたしかねるのではありません。

○井川伊平君 大ざっぱにいつてどのくらいということも言えませんか、今。

○説明員(荻野鑑一郎君) はい。

○井川伊平君 それでは、こういう学校の不良団体がいろいろな関係で公になつた場合は、学校はどういう処置をしているかについては御存じありませんか。

○説明員(荻野鑑一郎君) 承知しておりません。

○井川伊平君 してない……。

○説明員(荻野鑑一郎君) はい。学校からでございますか。

○井川伊平君 学校ではどういう処置をしているかというところは……。

○説明員(荻野鑑一郎君) はい。承知いたしております。ただ、警察を通じて学校がどうしたかということがわかる程度でございます。

○井川伊平君 それを聞きたい。

○説明員(荻野鑑一郎君) それもよくわかりません。

○井川伊平君 それでは学校のこういうような不良の仲間ができて、それか

らそういうものが大体公に発見されるまでの期間、どのくらいを要するものですか。発見されてからそれが処置されてしまつてなくなるのはどのくらいの期間を経過するかというののわかりません。

○説明員(荻野鑑一郎君) よくわかりません。

○井川伊平君 わからぬ……。先ほど報告にありました事例ですね、あれは現在どういうふうにあの仲間になつて

○説明員(荻野鑑一郎君) よくわかりません。

○井川伊平君 さっぱりわからぬじやないか。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑もなければ、本報告についての質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、植木法務大臣から提案理由の説明を聴取します。本案は、去る三月二日当委員会に付託され、本院先議でありま

○国務大臣(植木法務大臣) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を行なうとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更で

あります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、このたび、長野県南佐久郡野沢町及び中込町並びに北佐久郡浅間町及び東村を廃し、その区域をもって佐久市を置く

に併い、岩村田簡易裁判所の名称を佐久簡易裁判所に變更しようとするものであります。地元住民の希望を考慮したものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、福岡簡易裁判所の管轄に属する福岡市大字田尻外十五大字の区域を前原簡易裁判所の管轄区域とするほか、四簡易裁判所の管轄区域を變更しようとするものであります。これらの管轄区域の変更は、いずれも、地元の住民、関係諸機関等の意見を十分参酌したものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案の質疑は、次回に譲ることといたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、去る二月二日、当委員会に付託されました訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について、植木法務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(植木法務大臣) 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、民事訴訟及び刑事訴訟の証人等の日当等の最高額を増加するため、訴訟費用等臨時措置法に所要の改正を行ない、第二に、執行吏の受ける恩給の年額を一般の公務員に準じて増額するため、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)に所要の改正を行なうとするものであります。以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の日当及び宿泊料の最高額を増額しようとする点であります。御承知のとおり、民事訴訟における当事者、証人等の日当及び止宿料、刑事訴訟における証人等の日当及び宿泊料並びに執行吏の受ける宿泊料につきましては、民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執達吏手数料規則にそれぞれその規定があるのであります。現在、その額については、訴訟費用等臨時措置法の定めるところによることとなつております。

まず、民事訴訟における当事者及び証人並びに刑事訴訟における証人の日当につきましては、その最高額は、現在、出頭または取り調べ一度につき三百円以内と定められておりますのでありま

すが、民事、刑事の裁判における証人の機能の重要性等にかんがみ、その日当の有所する損失補償機能をより充実させる必要があると考えられますので、今回その最高額を引き上げることとし、訴訟関係者の負担の点等を考慮した上、これを千円以内に改めようとするものであります。

次に、民事訴訟における当事者、証人、鑑定人、通事及び民事訴訟法第三百十條第二項に規定する説明者、刑事訴訟における証人、鑑定人、通事人及び翻訳人並びに執行吏の宿泊料につきましては、現在、その最高額は、行政職俸給表(一)の七等級以下の職務にある国家公務員が内国において出張し、または赴任した場合に受ける宿泊料の定額に準じ、特別区の存する地、京都市、大阪市、名古屋、神戸市及び横浜市においては千二百二十円、その他の地においては九百八十円と定められております。政府におきましては、職員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要を認め、今国会におきまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を別途提出いたしておりますことは御承知のとおりであります。証人等の宿泊料につきましても、これに準じて、その最高額を引き上げる必要があると考えられますので、今回、これを特別区の存する地等においては千五百円、その他の地においては千二百円に改めようとするものであります。

第二点は、一般の公務員に準じて、執行吏の受ける恩給の年額を増額しようとする点であります。執行吏は一般の公務員と同様に恩給を受けることに

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月二日本委員会に左の案件を付託さ

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

る法律案の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三

号)の一部を次のように改正する。
別表第四表名称の欄中「岩田村簡易裁判所」を「佐久簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「長野県佐久郡浅間町」を「佐久市」に改める。

別表第五表枋木簡易裁判所の管轄区域の欄中「大平村」を「大平町」に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑網村」を「桑網町」に、同表岩村田簡易裁判所の名称の欄中「岩村田」

を「佐久」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「小諸市」を「佐久市小諸市」に改め、「浅間町」及び「東村」を削り、同表巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「升潟村」及び「赤塚村

中野小屋村」並びに同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「福泉町」を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「内海町」を「南知多町」に改め、「師崎町 豊浜町」及び「篠島村 日間智

島村」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈町」に、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「福岡市」を「福岡市(大字田尻、太郎丸、桑原、元岡、宮浦、西浦

玄界島、小呂島、小田、草場、千里、

玄界島、小呂島、小田、草場、千里、

宇田川原、飯氏、周船寺、徳永及び女
原を除く。に、同表前原簡易裁判所の
管轄区域の欄中「糸島郡」を「福岡市
大字田尻、太郎丸、桑原、元岡、宮
浦、西浦、玄界島、小呂島、小田、草
場、千里、宇田川原、飯氏、周船寺、
徳永及び女原、糸島郡」に改め、同表
長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂
木町、香焼村」を「香焼町」に、「龜岳
村」を「西彼村」に改め、「式見村」を
削り、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区
域の欄中「大串村」を削り、同表島原
簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」
を「有明町」に、同表熊本簡易裁判所
の管轄区域の欄中「泗水村」を「泗水
町」に改め、同表八代簡易裁判所の管
轄区域の欄中「葦北郡の内百済来村」
を削り、同表水俣簡易裁判所の項を次
のように改める。

水俣 熊本県の内
水俣市 葦北郡

同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄
中「新和村」を「新和町」に、同表徳
之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊
仙村」を「伊仙町」に、同表加世田簡易
裁判所の管轄区域の欄中「大浦村」を
「大浦町」に、同表大根占簡易裁判所
の管轄区域の欄中「田代村」を「田代
町」に、同表苦小牧簡易裁判所の管轄
区域の欄中「穂別村」を「穂別町」に
同表土別簡易裁判所の管轄区域の欄中
「朝日村、剣淵村」を「朝日町、剣淵
町」に、同表北見簡易裁判所の管轄区
域の欄中「端野村」を「端野町」に、
同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中
「牟礼村」を「牟礼町」に、同表三本
簡易裁判所の管轄区域の欄中「寒川村

大川村」を「寒川町、大川町」に、同
表綾南簡易裁判所の管轄区域の欄中
「綾上村」を「綾上町」に同表鳴門簡
易裁判所の管轄区域の欄中「松茂村」を
「松茂町」に、同表高知簡易裁判所の
管轄区域の欄中「北滝本及び角茂谷」
を「北滝本、角茂谷及び西又」に改め、
同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中
「大宮町」を「香北町」に、「北滝本
及び角茂谷」を「北滝本、角茂谷及び
西又」に改め、「在所村」を削る。

附則
1 この法律は、昭和三十三年五月一
日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁
判所で受理した事件は、その裁判所
で完結する。

三月二日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。
訴訟費用等臨時措置法等の一部
を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法等の一部
を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法等の一部
を改正する法律案
（訴訟費用等臨時措置法の一部
改正）
第一条 訴訟費用等臨時措置法（昭
和十九年法律第二号）の一部を次
のように改正する。
第三条中「三百円」を「千円」に
「千二百二十円」を「千五百円」
に、「九百八十円」を「千二百円」
に改める。
第四条第四項中「千二百二十円」
を「千五百円」に、「九百八十円」
を「千二百円」に改める

（訴訟費用等臨時措置法の一部を改
正する法律の一部改正）
第二条 訴訟費用等臨時措置法の一
部を改正する法律（昭和二十四年
法律第五十五号）の一部を次のよ
うに改正する。
附則に次の四項を加える。
18 第十三項の規定により改定され
た恩給及び昭和二十九年一月一日
以後に給与事山の生じた執行吏の
恩給については、昭和三十三年十
月分以降、その年額を十二万八千
円を俸給年額とみなして算出した
年額に改定する。ただし、改定年
額が従前の年額に達しない者につ
いては、この改定を行なわない。
19 前項の規定により年額を改定さ
れた恩給は、昭和三十三年六月分
まで、改定年額と改定前との年額
との差額の十分の五を停止する。
20 前項中昭和十九年六月分までと
あるのは、昭和三十八年九月三十
日において七十歳に満ちている者
については「昭和三十八年九月分
まで」と、同年十月一日から昭和
三十九年五月三十一日まで七十
歳に満ちる者については「七十歳
に満ちた日の属する月分まで」と
読み替えて、同項の規定を適用す
るものとする。
21 第四項の規定は、第十八項の規
定による恩給年額の改定につい
て、準用する。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。ただし、第二
条の規定は、同年十月一日から施
行する。
2 第一条の規定の施行前に要した

費用については、なお従前の例に
よる。
三月二日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、皇室の尊厳を守るための法律
制定に関する請願（第一、五二
五号）（第一、五三二号）（第
一、五九〇号）（第一、七〇三
号）（第一、七二五号）
一、皇室の尊厳をおかす者を処罰
する法律制定に関する請願（第
一、五九八号）
一、印鑑法制定に関する請願（第
一、六一五号）
一、浦和家裁判所独立に関する
請願（第一、七〇〇号）
第一五二五号 昭和三十三年二月十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 熊本市出水町国府八三六
紹介議員 阿久根昇外八十八名
日本国憲法には、天皇は日本国及び日
本国民統合の象徴であると規定してあ
るが、まことに皇室は日本国民の精神
的支柱である。だから国民は、皇室に
対し限りない尊敬の念と親愛の情をい
だいているのである。しかるに、最
近、国民の一部には、公然と皇室を非
難侮辱してはばからない者が増加して
おり、この傾向を放置すれば皇室と国
民との伝統的、精神的関係は破壊され
り、憂慮に堪えないところである。そ
れにもかかわらず、これに対して有効
な措置を講じないのは、現行法に皇室
の名譽と尊厳とを保障するに足りる直

接かつ明確な条章が存在しないからで
あることを痛感するものであり、この
ような状態を黙過することはできない
から、この際、皇室の尊厳を守るため
の法律を制定せられたいとの請願。
第一五三二号 昭和三十三年二月十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 福岡県宗像郡玄海町大
字田島本村 力丸竹雄
外百五十六名
紹介議員 安部 清美君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同
じである。
第一五九〇号 昭和三十三年二月十
七日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 福岡県福岡市西袋町
内田満外百名
紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同
じである。
第一七〇三号 昭和三十三年二月二十
一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 福岡県福岡市上河内町
梅田嘉左エ門外九十七
名
紹介議員 田中 清一君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同
じである。
第一七二五号 昭和三十三年二月二
十二日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。ただし、第二
条の規定は、同年十月一日から施
行する。
2 第一条の規定の施行前に要した

費用については、なお従前の例に
よる。
三月二日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、皇室の尊厳を守るための法律
制定に関する請願（第一、五二
五号）（第一、五三二号）（第
一、五九〇号）（第一、七〇三
号）（第一、七二五号）
一、皇室の尊厳をおかす者を処罰
する法律制定に関する請願（第
一、五九八号）
一、印鑑法制定に関する請願（第
一、六一五号）
一、浦和家裁判所独立に関する
請願（第一、七〇〇号）
第一五二五号 昭和三十三年二月十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 熊本市出水町国府八三六
紹介議員 阿久根昇外八十八名
日本国憲法には、天皇は日本国及び日
本国民統合の象徴であると規定してあ
るが、まことに皇室は日本国民の精神
的支柱である。だから国民は、皇室に
対し限りない尊敬の念と親愛の情をい
だいているのである。しかるに、最
近、国民の一部には、公然と皇室を非
難侮辱してはばからない者が増加して
おり、この傾向を放置すれば皇室と国
民との伝統的、精神的関係は破壊され
り、憂慮に堪えないところである。そ
れにもかかわらず、これに対して有効
な措置を講じないのは、現行法に皇室
の名譽と尊厳とを保障するに足りる直

接かつ明確な条章が存在しないからで
あることを痛感するものであり、この
ような状態を黙過することはできない
から、この際、皇室の尊厳を守るため
の法律を制定せられたいとの請願。
第一五三二号 昭和三十三年二月十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 福岡県宗像郡玄海町大
字田島本村 力丸竹雄
外百五十六名
紹介議員 安部 清美君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同
じである。
第一五九〇号 昭和三十三年二月十
七日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 福岡県福岡市西袋町
内田満外百名
紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同
じである。
第一七〇三号 昭和三十三年二月二十
一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 福岡県福岡市上河内町
梅田嘉左エ門外九十七
名
紹介議員 田中 清一君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同
じである。
第一七二五号 昭和三十三年二月二
十二日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。ただし、第二
条の規定は、同年十月一日から施
行する。
2 第一条の規定の施行前に要した

費用については、なお従前の例に
よる。
三月二日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、皇室の尊厳を守るための法律
制定に関する請願（第一、五二
五号）（第一、五三二号）（第
一、五九〇号）（第一、七〇三
号）（第一、七二五号）
一、皇室の尊厳をおかす者を処罰
する法律制定に関する請願（第
一、五九八号）
一、印鑑法制定に関する請願（第
一、六一五号）
一、浦和家裁判所独立に関する
請願（第一、七〇〇号）
第一五二五号 昭和三十三年二月十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する請願
請願者 熊本市出水町国府八三六
紹介議員 阿久根昇外八十八名
日本国憲法には、天皇は日本国及び日
本国民統合の象徴であると規定してあ
るが、まことに皇室は日本国民の精神
的支柱である。だから国民は、皇室に
対し限りない尊敬の念と親愛の情をい
だいているのである。しかるに、最
近、国民の一部には、公然と皇室を非
難侮辱してはばからない者が増加して
おり、この傾向を放置すれば皇室と国
民との伝統的、精神的関係は破壊され
り、憂慮に堪えないところである。そ
れにもかかわらず、これに対して有効
な措置を講じないのは、現行法に皇室
の名譽と尊厳とを保障するに足りる直

する請願

請願者

茨城県水戸市天王町
一、七二八 大槻源一
外百七十八名

紹介議員

武藤 常介君
この請願の趣旨は、第一五二五号と同じである。

第一五九八号

昭和三十七年二月十七日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律
制定に関する請願

請願者

茨城県真壁郡明野町大字古内 渡辺好祐外三百三十九名

紹介議員

郡 祐一君
日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本の歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに戦後、一部の者とはいえ、皇室の尊厳をおかす者があつたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものがあらわれたことは、もはや国民の黙視できないところである。今日、世界いずれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対して嚴重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを嚴重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第一六一五号

昭和三十七年二月十九日受理

印鑑法制定に関する請願

請願者

鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員

田中 茂穂君
印鑑は住民が社会生活を行なうために必要欠くことのできない重要なものである。大きな実益を果たしている。現在まで印鑑法の法制化がなされていないため、慣例により市町村の事務として処理しているが、印鑑はその使用方法によって各自の権財産等を左右する事態も生ずることがあり、市町村の窓口事務のうち最も苦心しているもので、取扱の厳正を期するため早急に印鑑法を制定せられたいとの請願。

第一七〇〇号

昭和三十七年二月二十一日受理

浦和家裁判所独立に関する請願

請願者

埼玉県浦和市仲町一ノ一九 会田惣七外十九名

紹介議員

小林 英三君
浦和家裁判所は制度の上では独立しているにもかかわらず、実質的には浦和と地方裁判所に付属しているような状態である。所長以下裁判官は地方裁判所との兼務で庁舎も地方裁判所の一々うを使用している実情であるが、事件数は全国家庭裁判所中の上位にあつて、家事事件については東京に次ぐ第二位、少年事件については第十位である。その上地理的に大東京に近接している関係上、東京都との交流がはなはだしく家事並びに少年事件について特異性があり、旧来の農村的封建性が漸次近代化的工業又は商業化することによる変化、これに伴う家庭倫理の変遷等東京にないむずかしい複雑な問題を生起しつつある。このような場合に浦和家裁判所を旧来のように地方裁判所の一部局のような外観のままで置くことは、県民福祉のためまことに遺憾に堪えないから、現に浦和家裁判所の取扱件数以下の家庭裁判所が独立している（現在独立家庭裁判所十四のうち大部分は浦和家裁判所の取扱件数以下の裁判所である）現状にかんがみ早急に浦和家裁判所を事実上独立した裁判所にせられたいとの請願。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案

第八条第七号を削る。
第九条第九号を削る。
第十一条の四第一項中「第十一号」を「第十号」に改める。
第十三条の七を次のように改める
第十三条の七 削除

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第六十四条第一項第四号を次のように改める。

四 削除
第九十九条を次のように改める。
第九十九条 削除

第一百零一条中「前条ノ期間内」を「合併ノ決議ノ日より二週間内」に改め、「二月」を「一月」に改める。
第一百零九条の次に次の一条を加える。

第一百零九条ノ二 第七十七条第一項ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方法ヲ定メタル場合ニ於テ会社ガ其ノ財産ノ処分ヲ完了シタルトキハ其ノ完了後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ清算終了ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百三十三条第二項中「其ノ清算人ハ」を削る。
第二百三十四条中「清算人ハ」を削る。
第二百四十三条中「第一百七十七条ノ場合ニ在リテハ」及び「解散ノ登記ヲ為シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ」を削る。
第二百四十九条第一項を次のように改める。
合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第六十四条第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス一 各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコト

二 有限責任社員ノ出資ノ目的、其ノ価格及履行ヲ為シタル部分
第六十六條第一項第八号中「及支店」を削る。
第一百七十五条第二項第十号中「及其ノ取扱ノ場所」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。
發起人ハ株式申込証ノ交付ニ際シ第二項第十号ニ掲グル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ヲ記載シタル書面ヲ交付スルコトヲ要ス但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百七十七条第二項中「前項ノ払込ハ」の下に「第一百七十五条第四項ノ書面又ハ」を加える。
第一百八十八条第二項第七号中「及住所」を削り、同項第八号中「氏名」の下に「及住所」を加える。
第二百二十二条ノ五第三項中「第二百二十四条ノ二第一項」を「第二百二十四条ノ三第一項」に改める。

第二百二十四条ノ二を第二百二十四条ノ三とし、第二百二十四条の次に次の一条を加える。
第二百二十四条ノ二 前条第一項ノ住所ニ宛テテ発シタル通知及催告ガ継続シテ五年間到達セザリシトキハ会社ノ株主ニ対スル通知及催

告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ對
スル会社ノ義務ノ履行ノ場合ハ会
社ノ本店トス

前二項ノ規定ハ質権者ニ之ヲ準用
ス

第二百六十条中「支配人」を「支
店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人」
に改める。

第二百八十条ノ九第一項中「払込
期日」を「払込期日ノ翌日」に改
め、同条第二項中「前項ノ期日」
を「払込期日」に改める。

第二百八十条ノ十四中「第四項」
を「乃至第五項」に改める。

第二百八十三条第一項中「第二百
八十一条」の下に「第二百乃至第
五号」を加える。

第二百八十五条を次のように改め
る。

第二百八十五条 会社ノ貸借対照表
及財産目録ニ付テハ第二百八十五
条ノ二乃至第二百八十五条ノ七ノ
規定ヲ適用ス

第二百八十五条の次に次の六条を
加える

第二百八十五条ノ二 流動資産ニ付
テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ
附スルコトヲ要ス但シ時価ヲ取得
価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キ
トキハ其ノ価額ヲ取得価額又ハ製
作価額迄回復スルヲ認メラルル場
合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ
要ス

前項ノ規定ハ時価ヲ取得価額又ハ
製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附
スルモノトスルコトヲ妨ゲズ

第二百八十五条ノ三 固定資産ニ付
テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ

附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為ス
コトヲ要ス

固定資産ニ付テハ其ノ取得価額
ハ減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減
額ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十五条ノ四 金銭債権ニ付
テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ
要ス但シ債権金額ヨリ低キ代金ニ
テ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理
由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコ
トヲ得

金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルト
キハ取立ツルコト能ハザル見込額
ヲ控除スルコトヲ要ス

第二百八十五条ノ五 社債ニ付テハ
其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス
但シ其ノ取得価額ガ社債ノ金額ト
異ナルトキハ相当ノ増額又ハ減額
ヲ為スコトヲ得

第二百八十五条ノ二 第一項但書及
第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
社債ニ、前条第二項ノ規定ハ取引
所ノ相場ナキ社債ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ国債、地方債其ノ
他ノ債券ニ之ヲ準用ス

第二百八十五条ノ六 株式ニ付テハ
其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス
第二百八十五条ノ二 第一項但書及
第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
株式ニ、前条第二項ノ規定ハ取引
所ノ相場ナキ株式ニ之ヲ準用ス

株式ニ之ヲ準用ス

取引所ノ相場ナキ株式ニ付テハ其
ノ発行会社ノ財産状態ガ著シク悪
化シタルトキハ相当ノ減額ヲ為ス
コトヲ要ス

第一項及前項ノ規定ハ有価証券ノ
社員ノ持分其ノ他出資ニ因ル持分
ニ之ヲ準用ス

第二百八十五条ノ七 暖簾ハ有價ニ
テ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタ
ル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ

部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取
得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均
等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十六条ノ二を第二百八十
六条ノ四とし、同条の次に次の一
条を加える。

第二百八十六条ノ五 社債ヲ発行シ
タルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナ
ル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資
産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場
合ニ於テハ社債償還ノ期限ガ到
来スルトキハ其ノ期限内ニ毎決算
期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為ス
コトヲ要ス

第二百八十六条の次に次の二条を
加える

第二百八十六条ノ二 開業準備ノ為
ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照
表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ開業ノ後五年内
ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償
却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十六条ノ三 左ノ目的ノ為
ニ特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸
借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコ
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出
ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等
額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

一 新製品又ハ新技術ノ研究
二 新技術又ハ新経営組織ノ採用
三 資源ノ開発
四 市場ノ開拓

第二百八十七条の次に次の一条を
加える。

第二百八十七条ノ二 特定ノ支出又
ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借
対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコト
ハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明

カニスルコトヲ要ス

前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用
スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書
ニ記載スルコトヲ要ス

第二百八十九条中「毎決算期ノ利
益ノ二十分の一」を「毎決算期ニ
金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ十分ノ
一」に改める。

第二百八十八条ノ二 第三号を次の
ように改める。

三 削除

第二百八十八条ノ二に次の一項を
加える。

前項第五号ノ超過額中合併ニ因リ
消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ
他会社ニ留保シタル利益額ニ相当
スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サ
ザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其
ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額
ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合
併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準
備金ト為スコトヲ要ス

第二百九十条第一項を次のように
改める。

利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資
産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額
ヲ限度トシテ之ヲ為スコト

一 資本ノ額

二 資本準備金及利益準備金ノ合
計額

三 其ノ決算期ニ積立ツルコトヲ
要スル利益準備金ノ額

四 第二百八十六条ノ二及第二百
八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借
対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル
金額ノ合計額ガ前二号ノ準備金
ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超
過額

第二百九十三条ノ五第二項中「取
引」ノ下ニ「取締役及監査役ニ支
払ヒタル報酬を加ヘ」「固定財産」
を「固定資産」に改める。

第二百九十七条第二項中「純財
産額」を「純資産額」に改める。

第三百一条第二項第十一号中「純
財産額」を「純資産額」に改める。

第三百五条を次のように改める。

第三百四十一条ノ三第二項を削
除

第三百四十一条ノ五を第三百四
十一条ノ六とし、第三百四十一条
ノ四を第三百四十一条ノ五とし、
第三百四十一条ノ三の次に次の一
条を加える。

第三百四十一条ノ四 転換社債
ヲ発行スルトキハ第三百三条ノ払
込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ
於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於
テハ三週間内ニ転換社債ノ登記ヲ
為スコトヲ要ス前項ノ登記ニ在リ
テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要
ス

一 転換社債ノ総額

二 各転換社債ノ金額

三 各転換社債ニ付払込ミタル金
額

四 前条ニ掲グル事項

第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記
ニ之ヲ準用ス

外国ニ於テ転換社債ヲ募集シタル
場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国
ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間
ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之
ヲ起算ス

第三百七十六条第二項中「第九
十九条」を削る。

一 一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

第三百七十七條第一項中「三月」を「一月」に改める。

第三百九十九條第二項中「警察官又ハ警察吏員」を「又ハ警察官」に改める。

第四百八條ノ二第一項中「前條第一項」を「第四百八條第一項」に改め、同條を第四百八條ノ三とし、第四百八條の次に次の一條を加える。

第四百八條ノ二 取締役ハ前條第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前ヨリ合併ヲ爲ス各会社ノ貸借対照表ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及会社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ノ貸借対照表ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第四百九條第三号及び第四百十條第三号中「資本及準備金ノ額」を「資本ノ額及準備金ニ関スル事項」に改める。

第四百十四條第二項中「社債」を「轉換社債」に改める。

第四百十六條第一項中「第九十九條」を削る。

第四百九十八條第一項第六号中「第九十九條」を削り、同項第十号を次のように改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(定義)

第二條 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

(原則)

第三條 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

(清算終了の登記)

第四條 新法第二百九十九條ノ二(新法第二百四十七條で準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に財産の処分を完了した場合には適用しない。

(帳簿等の保存)

第五條 この法律の施行前に解散の登記をした合名会社又は合資会社については、この法律の施行後もなお旧法第二百四十三條(旧法第二百四十七條で準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(所在不明株主等)

第六條 この法律の施行の際、株主名簿に記載した株主若しくは質權者の住所又は株主若しくは質權者が会社に通知した住所にあてて発した通知及び催告が継続して三年をこえる期間到達していないときは、その期間のうち三年をこえる部分は、新法第二百二十四條ノ二第一項(同條第三項で準用する場合を含む。)の期間に算入しない。

(新株の効力発生日)

第七條 この法律の施行前に新株の發行の決議があつたときは、この法律の施行後も、なお旧法第二百八十九條ノ九の規定を適用する。

(株式会社の計算)

第八條 この法律の施行の際現に存する株式会社のこの法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に關する計算については、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、新法第二百八十八條ノ二第二項の規定の適用を妨げない。

第九條 新法第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ三及び第二百八十五條ノ五から第二百八十五條ノ七までの規定の適用については、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産は、その決算期において附することができ最高額(その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額)をもって、その決算期の翌日に取得し、又は製作したものとなす。

第十條 新法第二百八十六條ノ二、第二百八十六條ノ三又は第二百八十六條ノ五に規定する貸借対照表の資産の部に計上することができ、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に支出したものに對しては、その金額からその決算期以前にこれらの規定が適用されたならば償却すべきであつた額の最少額を控除した金額を、その決算期の次の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができ、この場合に對しては、これらの規定による償却期間からすでに経過した期間を控除した期間内、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならぬ。

二 前項の場合においては、同項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額(社債發行のために必要な費用の額を除く)は、新法第二百九十九條第一項の規定の適用については、新法第二百八十六條ノ二又は第二百八十六條ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額とみなす。

に計上することができる。この場合においては、これらの規定による償却期間からすでに経過した期間を控除した期間内、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならぬ。

2

前項の場合においては、同項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額(社債發行のために必要な費用の額を除く)は、新法第二百九十九條第一項の規定の適用については、新法第二百八十六條ノ二又は第二百八十六條ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額とみなす。

(合併の場合の貸借対照表の備置)

第十一條 新法第四百八條ノ二の規定は、同條第一項に規定する株主總會の会日がこの法律の施行後二週間以内である場合には、適用しない。

(罰則)

第十二條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十三條 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第一項ただし書中「第一号第三号第八号ノ二」を「第三号及」に改め、同項第一号中「設立」の下に「(合併又ハ組織變更三因ノ設立ヲ含ム)」を加え、「財産ヲ目的トスル出資ノ価格千分ノ七」を「每一件 金三千円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 罰則

第六條第一項第三号及び第四号中「株式会社」の下に「、有限会社」を加え、同項第八号ノ二及び第八号ノ三を削り、同項第九号中「会社ノ設立」を「株式会社が、有限会社が設立」に、「株式会社ニ在リテハ資本の金額」を「資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「合名会社又ハ合資会社ナル場合ニ在リテハ四十三万円」に改め、同項第十号中「会社資本ノ増加」を「株式会社、有限会社資本増加」に、「株式会社ニ在リテハ資本ノ金額」を「資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「合名会社又ハ合資会社ナル場合ニ在リテハ四十三万円」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 轉換社債又ハ第二回以後ノ轉換社債払込 毎回払込金額千分ノ一・五

第六條ノ二から第六條ノ三ノ二までを削り、第六條ノ四を第六條ノ二とする。

(非訟事件手続法の一部改正)

第十四條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第三百三十二條ノ六第一項中「第四百八條ノ二」を「第四百八條ノ三」に改める。

第三百七十五條第二項中「前項ノ登記ハ」の下に「会社ヲ代表スベキ

清算人ノ申請ニ因リ」を加える。
第百七十七条を次のように改める。

第百七十七条 商法第二百二十三条第一項に掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ変更ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第百七十八条に次のただし書を加える。

但商法第百九十九条ノ二（同法第百四十七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル清算ノ終了ノ登記ノ申請書ニハ財産ノ処分ノ完了シタルコトヲ証スル総社員ノ作成シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第百七十八条に第一項として次の一項を加える。

清算ノ終了ノ登記ハ会社ヲ代表スベキ清算人又ハ社員ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

第百七十九条第二項第三号を削る。
第百八十四条ノ四第二項中「定款」の下に「及び有限責任社員ノ出資ニ付キ履行ヲ為シタル部分ヲ証スル書面」を加える。
第百八十六條に次の一項を加える。

合資会社ノ設立又ハ合併ニ因ル変更若クハ設立ノ登記ノ申請書ニハ有限責任社員ノ出資ニ付キ履行ヲ為シタル部分ヲ証スル書面ヲモ添附スルコトヲ要ス

第百八十八条第二項中「取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所」を「取締役若クハ監査役ノ氏若クハ名又ハ代表取締役ノ住所」に改める。
第百九十一條第一項中「社債」を「転換社債」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 商法第三百四十一條ノ二第二項ノ定款又ハ同項ノ決議ヲ為シタル株主總會ノ議事録

第百九十一條第二項第二号から第四号まで中「社債」を「転換社債」に改め、同項第五号及び第六号を削る。

第百九十三條ノ二第二項中「社債承継」を「転換社債承継」に、「社債」を「転換社債」に改める。

第百九十五條ノ三第二項第三号及び第二百一十一條ノ二第二項第三号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）
第十五条 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第七号中「財産ノ額」を「純資産額」に改める。
第三十四條を次のように改める。

第三十四條 転換社債ノ總額ヲ數回ニ分テ發行スル場合ニ於テハ商法第三百四十一條ノ四ノ規定ニ依ル登記ハ其ノ發行毎ニ之ヲ為スベシ
此ノ場合ニ於テハ転換社債ノ總額ニ代ヘ其ノ回ノ發行金額ヲ登記スベシ

第三十五條第四号を次のように改める。
第二十三條ニ依ル委任又ハ第二十五條第一項ニ依ル引受アリタルトキハ其ノ事實

第三十五條に次の一号を加える。
五 第二十九條第一項ニ依ル引受アリタルトキハ其ノ事實及引受人ノ氏名又ハ商号第四十條第一項第二号を次のように改める。

二 第三十五條第二号、第四号及第五号ニ掲ゲタル事項
第百十三條を次のように改める。
第百十三條 削除

第百十六條及び第百十七條を次のように改める。
第百十六條及第百十七條 削除
第百十九條ノ二第二項を次のように改める。

外国ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

（信託業法の一部改正）
第十六條 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）
第十七條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中「及登録税法」を削る。
（銀行法の一部改正）

第十八條 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。
第十六條を次のように改める。

第十六條 削除
第三十二條第二項中「第十七條」を「第十五條、第十七條」に改める。
（無尽業法の一部改正）

第十九條 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

第二十一條ノ三を次のように改める。
第二十一條ノ三 削除

（商工組合中央金庫法の一部改正）
第二十條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三條中「第百七十七條第二項」を「（第百七十五條第二項中登記ノ申請人ニ関スル部分ヲ除ク）、第百七十七條」に改め、「第百七十八條」の下に「第二項本文」を加える。

第二十八條第四項中「商法第百七十五條第二項第十号」の下に「及第四項」を加える。
三十六條中「及登録税法」を削る。

（東北開發株式会社法の一部改正）
第二十一條 東北開發株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。
第十六條 会社ハ毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ百分ノ十六以上ヲ利益準備金トシテ積立テ且利益配当ノ平均ヲ得シムル為金銭ニ

依ル利益ノ配当額ノ百分ノ四以上ヲ積立ツベシ
（有限会社法の一部改正）
第二十二條 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「及支店」を削る。
第二十四條第二項中「及第二項」を「第二項及第二百二十四條ノ二第一項第二項」に改める。

第二十六條中「支配人」を「支店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人」に改める。
第四十六條第一項中「第二百八十六條、第二百八十八條、」を「乃至第二百八十六條ノ三、第二百八十七條ノ二乃至」に改める。

第六十三條中「第九十九條」を削る。
第六十四條第二項、第六十五條第一項並びに第六十七條第二項及び第四項中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第六十八條中「第九十九條及」を削る。
第七十八條第二項中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第八十五條第一項第十五号及び第二項中「第九十九條又ハ」を削る。
第二十三條 附則第三條、附則第六條及び附則第八條から第十條までの規定は、前條の規定による有限会社法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

2 附則第十一條の規定は、有限会社ガ合併する場合に準用する。
（保險業法の一部改正）

第二十四條 保險業法（昭和十四年

部を次のように改正する。

第三條第五項中「第二百二十四条ノ第二項」を「第二百二十四条ノ第三項」に改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第三十七條 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の第一部を次のように改正する。

(相互銀行法の一部改正)

第三十八條 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)の第一部を次のように改正する。

第二十條中「第十六條(合併の手續)」を削る。

第二十五條第六号中「第十六條若しくは」を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第三十九條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の第一部を次のように改正する。

第五十三條第四項中「第七十八條」及び「及び第四項、第七十八條並びに」改める。

(会社更生法の一部改正)

第四十條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の第一部を次のように改正する。

第八十二條(見出しを含む)中「營業用の固定財産」を「財産」に「第二百八十五條」を「第二百八十五條から第二百八十五條ノ七まで」に改める。

第二百二十四條第四号及び第二百二十五條第六号中「資本及び準備金の額」を「資本の額及び準備金に関する事項」に改める。

第二百五十六條第四項及び第五項を削る。

第二百五十七條第四項中「社債の」

を「転換社債の」に、「各社債」を「並びに各転換社債」に改め、「並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面」を削り、同条第五項を削る。

第二百五十八條第三項中「商法第四百八条ノ二」の下に「(貸借対照表の備置、第四百八条ノ三)を加え、同条第四項中「第九十九條(財産目録及び貸借対照表の作成)」を削り、同条第七項及び第八項中「社債承認」を「転換社債承認」に改める。

第二百五十九條第三項及び第二百六十條第六項中「から第五項まで」を削る。

第四十一條 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産については、その決算期までは、前条の規定による改正後の会社更生法第八十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正)

第四十二條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の第一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「登記等」を削り、同条第六項を削り、同条第七項第五号中「第五項」を「前項」に改め、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項から第十二号までを削る。

第十七條中「乃至第十七條」を「乃至第十五條、第十七條」に改め、「第十六條」を削る。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第四十三條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の第一部を次のように改正する。

第五十七條第二項中「第九十九條(財産目録及び貸借対照表の作成)及び「商法第九十九條中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」とを削り「同法第九十九條」を「商法第九十九條」に改める。

第一百零一條第六号中「第五十七條第二項(第八十三條において準用する商法第九十九條)」を削る。

(外国為替銀行法の一部改正)

第四十四條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の第一部を次のように改正する。

第九條の五の見出し中「登記等」を削り、同条第六項を削り、同条第七項第五号中「第五項」を「前項」に改め、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを削る。

(株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

第四十五條 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十九年法律第十号)の第一部を次のように改正する。

第八條中「払込が行われた日」の下に「の翌日」を加える。

第四十六條 この法律の施行前に株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律第二條の

決議があつたときは、この法律の施行後も、なお前条の規定による改正前の同法第八條の規定を適用する。

(企業資本充実のための資本再評価等の特別措置法の一部改正)

第四十七條 企業資本充実のための資本再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)の第一部を次のように改正する。

第四十條の二第二項後段を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第四十八條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の第一部を次のように改正する。

目次中「第五章 登録税法の特例(第七十二條―第八十四條の二)」を「第五章 登録税法の特例(第七十二條―第八十四條)」に改める。

第八十條及び第八十條の二中「又は出資」「第二号」及び「又は第八号ノ三」を削る。

第八十一條第一号中「会社」を「株式会社又は有限会社」に改め、「若しくは出資」を削り、同条第二号中「会社の設立」を「株式会社又は有限会社の設立」に改め、「若しくは出資」及び「又は出資」を削り、「加算した金額」の下に「この場合において、当該消滅した会社が合名会社又は合資会社であるときは、その合併当時の資本の金額は、四十三万円とみなす。」を加える。

第八十二條第二項を削る。

第八十四條第二項を削る。

(電源開発促進法等の一部改正)

第四十九條 次に掲げる法律の規定中「純財産額」を「純資産額」に改める。

一 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第二十

二 國際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十一号)第六

三 日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第五十四号)第五

四 日本海外移住振興株式会社法(昭和三十三年法律第三十九号)第十四條第二項

五 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)第二十三

六 北海道地下資源開発株式会社法(昭和三十三年法律第五十七号)第十三條

昭和三十七年三月十日印刷

昭和三十七年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印制局